

佐賀県議会議員選挙鳥栖市、神崎市・神埼郡、三養基郡各選挙区選挙長告示  
第一号

平成二十三年四月十日執行の佐賀県議会議員選挙における鳥栖市、神崎市・神埼郡、三養基郡各選挙区において、候補者から届出のあった選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成二十三年四月一日

佐賀県議会議員選挙

鳥栖市、神崎市・神埼郡、三養基郡各選挙区

選挙長 貞 松 徳 美

一 場所 佐賀県庁（選挙管理委員会室）

二 日時 平成二十三年四月八日 午後一時三十分